

スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査の評価結果等の「競技力向上事業助成金」交付への活用に係る経緯

1. これまでの対応

- 「競技力向上事業助成金」の交付に当たっては、平成28年度より、各競技団体のガバナンス調査の結果や不祥事案の状況に応じて、組織体制（ガバナンス等）に課題があると判断した場合は、競技成績等を踏まえ算出した額に90%を乗じた額を助成金として交付してきたところ。

2. スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプランの策定

- スポーツ庁においては、相次ぐ不祥事案等を踏まえ、平成30年9月に「スポーツ・インテグリティの確保に関するスポーツ庁プロジェクトチーム」を設置し、同年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定。
- 同アクションプランにおいて、スポーツ庁はスポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」を制定・公表することとし、競技力向上事業助成金の配分において、ガバナンスコードへの適合性審査の結果を適切に活用することとした。

3. 令和2年度予算の編成等に関する建議

- 財務省の財政制度等審議会（令和元年11月）における「令和2年度予算の編成等に関する建議」においては、『競技力向上事業等による支援では、「ガバナンスコード」を踏まえてメリハリのある評価とすること、各団体の具体的な評価結果等に係る国民への「見える化」を通じ、経営体としての体制整備を促していくことが重要である』と指摘。

4. 令和2年度予算案の措置

- 令和2年度予算案 競技力向上事業：100.54億円（100.47億円）

※（ ）は前年度予算額

スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査の評価結果等の「競技力向上事業助成金」交付への活用（案）について

1. 基本的な考え方

- 新たなスポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査の評価結果等の「競技力向上事業助成金（以下「助成金」）」交付への活用にあたっては、①年1回実施される「自己説明及び公表」の状況、②4年に1回実施されるスポーツ団体ガバナンスコード（以下「コード」）への適合性審査結果及び改善状況、③不祥事案件が発生した場合を反映する。
- 助成金交付においては、コードの適合性審査により「適合」していることを新たに助成対象者の要件に追加（交付要綱等に明記）する。
- コードの適合性審査は2020年度にスタートし、その評価が決定されることから、2021年度の助成金交付から活用する。

2. 活用方法の概要

（1）自己説明及び公表（毎年）状況の活用

- 原則、適合性審査を受審しない年度において活用。
- JSC が活用基準を策定・公表し、助成金交付に反映。

助成金交付への活用にあたっての考え方	助成金交付への活用
・自己説明及び公表が適切に行われている場合	減額なし
・自己説明及び公表が適切に行われていない場合	10%減額

（2）適合性審査（4年ごと）結果及び改善状況の活用

- 適合性審査を受審した年度においては、評価結果を活用。
- 適合性審査受審後、「要改善事項」の指摘を受けた中央競技団体は、要改善事項の改善状況の審査結果を活用。
- JSC が活用基準を策定・公表し、助成金交付に反映。（改善状況評価基準（仮称）は、統括団体がスポーツ庁及び JSC と協議した上で、策定・公表^{*1}）

2020 年度		2021 年度
総合評価	審査項目評価	助成金交付への活用
適合	A	・審査項目における NF 向けコードの規定を十分に遵守していると認められる。
	B	・審査項目における NF 向けコードの規定を十分には遵守していないものの、直ちに遵守することが困難である具体的かつ合理的な理由を説明し、遵守に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明していると認められる。
	N	・審査項目を自らに適用することが合理的でないと考える、合理的な自己説明を行っているとは認められる。
不適合	F	・上記のいずれの評価にも当てはまらない。
		減額なし
		助成申請できない

2021 年度		2022 年度
フォローアップ		助成金交付への活用
-	-	-
「要改善事項 ^{※2} 」の改善状況を審査 ^{※1}	改善	減額なし
	未改善	20%減額
-	-	-
適合性審査(再審査)	適合	減額なし (A,B,Nに沿って対応)
	不適合	助成申請できない

※2 要改善事項：審査委員会が「現時点で審査項目に十分に対応していないことにより、近い将来、著しく組織運営に支障をきたしかねない」と判断した項目。

注1 B評価のうち要改善事項で2021(2022)年度に「未改善」となった項目は、2022(2023)年度において改善に取り組み、改善状況を審査。当該審査結果は、2023(2024)年度の助成金交付に活用。(上記の表は2020年度の審査対象団体に関するもの。2021年度以降の審査対象団体についても同様の流れで対応。)

注2 2024年度から2巡目の適合性審査がスタート。

(3) 不祥事案件(随時)の取扱い

- 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」に報告された案件を対象。
- 前年度末までに判明した案件を当該年度の助成金交付に反映。

取扱いの考え方	助成金交付への活用
・不祥事案件として円卓会議に報告された場合	20%減額

(4) その他

- 2巡目の適合性審査(2024年度～)の評価結果等の助成金交付への活用方法については、1巡目の状況を踏まえ、適合性審査制度の実効性の確保の観点等から、見直しを検討する。